6 第 47 条《事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却》関係

【制度の概要】

この制度は、青色申告法人で農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号)に規定する認定事業再編事業者(同法の施行の日(平成29年8月1日)から平成31年3月31日までの間に事業再編計画の認定を受けた法人又は当該認定に係る事業再編計画に従って設立された法人に限る。)であるものが、認定事業再編計画に係る実施期間内において、その認定事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(以下「事業再編促進機械等」という。)の取得等をして、その法人の事業再編促進対象事業の用に供した場合には、供用期間でその用に供している期間に限り、その事業再編促進機械等の普通償却限度額の40%(建物及びその附属設備並びに構築物にあっては45%)の割増償却ができるというものである(措法47)。

なお、連結納税制度においても同様の規定が定められている(措法68の34)。